

氏名	シヨウ 承	シ 志
学位の種類	博士（文 学）	
学位記番号	文 博 第 286 号	
学位授与の日付	平 成 16 年 7 月 23 日	
学位授与の要件	学 位 規 則 第 4 条 第 1 項 該 当	
研究科・専攻	文 学 研 究 科 歴 史 文 化 学 専 攻	
学位論文題目	清 朝 八 旗 社 会 史 研 究	

論文調査委員 (主査) 教授 杉山正明 教授 夫馬 進 教授 岩井茂樹

論 文 内 容 の 要 旨

本論文は、清朝の国家支配を軍事的に支えた八旗ニル社会の構造と形成・展開過程を、同時代の史料、特に満洲語で書かれた官員等の文書記述（檔案史料）と一般旗人の史料を最大限に利用することにより、具体的に解明しようとするものである。以下の研究篇四章と史料篇から構成されている。

第1章「清朝八旗における戸口編審について」では、主に清初から乾隆年間までの戸口編審制度の成立を考察し、戸口冊の分析を加える。清初のヌルハチ時代では、編戸政策は一貫してその機能を果たしていた。戸口に関する法例が整備され文化されるのはホン・タイジの天聰四年十月であり、編審の対象は主にニルを基本単位とし、男丁を中心に行われ、調査の責任者は佐領と領催であった。天聰五年に六部が定められ、戸口調査が戸部によって掌握されるようになってから、戸口冊が作成されるようになり、「書 (bithe)」が存在していたことを指摘した。八旗の戸口編審は主に成年男子を中心に、三年に一度調査が行われていた。乾隆以降、八旗戸口を管理していたのは戸部の八旗俸餉処である。戸口冊は二部作成され、戸部と都統衙門に保存された。本論で六冊の戸口冊を取り上げて、それぞれの実態を分析した結果、光緒三十年まで旗人は漢人と区別するために、名前に苗字をつけなかったことや、清末でも満洲語の名前が通用していたことなどが判明した。

第2章「佐領の根源とニル分類について」では、佐領の根源を確定する根本史料である『ニル根源冊』などの史料に基づき、世襲の具体的なあり方や実施された実例を用いてその起源を考察した。まず佐領の承管・承襲の根拠となる史料である根源冊・執照を紹介し、それぞれの特徴を詳しく説明した。次に、ヌルハチ以降の佐領の世襲に関する規定と、ニル分類について取り上げ、その歴史と意義について考察した。佐領承襲は天命年間の勅書を発給することから始まり、天聰五年には功績による「功臣職世襲例」が定められたが、これは能力主義によって世襲権を獲得する興味深い事例である。天聰八年に勅書ニルの起源や功績を記載するように命じ、詳細な規定がなされた。順治年間に初めて正位、陪位の候補者の順序が定められたのである。また本論では、雍正期に入るとニルは勲旧ニル、世管ニル、公中ニルと三分類され、ニル分類の満文の名称が一致しているものに対して、漢文では異なる訳語を用いていることを指摘し、雍正七年時点では、ニル分類に関する漢語訳はまだ統一されていないことを明確にし、先行研究で見られるニル分類に対する混同を指摘した。

乾隆三十年のニル分類の基準とも言える『六条例』の成立、そして『六条例』に基づいて、勲旧ニル、世管ニルと公中ニルの概念と認定基準についてそれぞれの条例を紹介した。分類された勲旧ニル、世管ニルと公中ニルについて、檔案資料や新発見資料に基づいて、これまでの種々の先学の誤りを根底から見直して、勲旧ニルと世管ニルにそれぞれの『六条例』が存在していたことを明らかにした。

第3章「清朝治下のオロンション・ニル編制とプトハ社会の側面」では、清朝八旗ニル社会の研究の一環として、狩猟を本業とするプトハ「八圍」の中に含まれたオロンション・ニルを取り上げ、その編制起源および八旗に編制される経緯・過程を考察することを目的としながら、貢貂、アンダ関係などの側面から、より具体的な旗人社会の構造および直面している問題を中心に分析した。

清初、オロンチョロンが含まれるソロン部は、最初から清朝側によって「東藩」として捉えられており、清初から康熙三十年まで、「外藩」であるモンゴルと一緒に統轄されたことを指摘した。つづいて康熙二十九年以後、ソロン、ダグル、オロンチョンなどの部族によって編制された「八圍」は、もともと理藩院に統轄されていたのであるが、康熙三十年から黒龍江將軍に移管されたことを明確にした。そして「八圍」の成立の背景としては、清朝の黒龍江辺境地帯の軍備および国境整備の一環として、元来分散して居住していた黒龍江沿岸の部族を、直接集中的に統轄する目的で行われたのであることを論証した。次に「八圍」が雍正十年に「旗色」を授与され、このことによってブトハ内部のオロンチョロン・ニルもまた「八旗」へ再編成された実態を論述した。またその結果、ブトハの人々はフルンブイルに移された五十ニルの駐防八旗と、現地に残された五十八ニルのブトハ八旗の二つに分けられたことを明らかにした。ブトハ社会の側面としてオロンチョン・ニルの貢貂とアンダ関係を取り上げて検討し、それぞれの清朝に対して果たした役割を明らかにした。

第4章『『閑窓録夢』にみる旗人生活』では、旗人自らの生活を満洲語で記した日記『閑窓録夢』をもとに、これまでほとんど検討されてこなかった当時の旗人像に迫るとともに、旗人社会のさまざまな問題を提示した。まず作者である松筠とその日記『閑窓録夢』について紹介し、かつ史料的价值を論じた。そして松筠の日常生活を年中行事・交友関係・食生活などの身辺雑事を分析し、当時の旗人たちが、何を感じ、どのような行動をとっていたかなどの日常生活とその行動を探った。最後の史料篇は、研究篇と関連がある百六十一件の満洲語檔案をローマ字転写し、日本語の逐語訳と注釈をつけたものである。

論文審査の結果の要旨

いわゆる清朝、正式には満洲語でダイチン・グルン Daicing gurun(大清国)についての歴史研究は、大きく従来ふたつの方向があった。ひとつは、伝統的な中華帝国の確立・固定の時期と見て、おもに漢語文献を史料源としてなされてきたものであり、分析・再構成の視線はほぼ漢族にそそがれていた。もうひとつは、大清国そのものを研究対象とするもので、主要な史料源としては満洲語文献を不可欠の柱とし、漢語・モンゴル語・ティベット語・チュルク語・ロシア語などの多言語史料を援用しようとするものであった。いくつかの理由から、結果としては清代中国に関する社会文化史や、もしくはさらに清代漢族史とでもいっていい前者のアプローチが従来の研究の大半を占める一方、後者にかかわってとくに研究対象の中核にあるべきはずの清朝という国家・権力・システムについては、残念ながら暗中模索に近いまま、今日に至っているといって過言ではない。

ひるがえって、わが国にあって満洲語文献を利用した研究は、本学創設期の内藤虎次郎(湖南)を中心とする瀋陽での史料調査をもって嚆矢とするが、大局的にいえばなお清朝が存在していた当初から第二次世界大戦終了にいたるまでの時期は、日本の国策的要請とも密接に関連しつつ、いわゆる満蒙学ないしは満鮮学がやや不自然なほどにたかまりゆく時代状況のなかで、その重要な一翼をになうものとして展開したものであった。逆に戦後は一転、ごく少数の満洲語文献研究者が『満文老檔』をはじめとする特定の典籍などを主要対象として、小規模の研究グループを形成・維持しつつ近年に及んできた。ところが、文革終了後の中華人民共和国が開放政策に転じてより、北京を中心に大量の文書資料を含むさまざまな満洲語文献の山が現存することがわかり、かたや台北においても最近になってこれまで知られていた以上の質量をもつ史料群の存在が判明した。いまや、満洲語文献研究と大清帝国研究とは、全く新しい地平のまえに立ちつつあるといっている。

本論文は、そうした急旋回している当該分野の最先端をゆく成果である。ちなみに、論者は、十八世紀後半、ジュンガルを倒した乾隆治下の大清国が新しい西方領、すなわち新疆を設けたとき、対ロシア最前線の国境防衛に配備されたシベ族の血を引く。とりわけ、その学問の家に生まれた。満洲語とその文献は、生得のものであるほか、漢・日・蒙・露などの諸語にも精通し、あえて率直に言えば、現在の世界の関係分野を見渡しても、最も期待される人材のひとりである。前述の北京を中心に、毎年の文献調査をおこなうばかりでなく、台北における史料群の「再発見」も、実は先方から調査を依頼された論者によってなされたものである。研究篇の4章と史料篇のふたつの部分からなる本論文は、清朝の国家支配を軍事的に支えた八旗ニル社会の構造とその形成・展開過程について、完全同時代の多様な満洲語史料を駆使して具体的かつ克明に解明しようとするものであり、春秋にとむ論者が世に問う実質上で最初の本格研究といっている。

第1章では、おもに清初から乾隆年間までの八旗ニル社会における戸口編審制度を考察し、基礎史料として6冊の戸口冊

をとりあげて徹底的な分析を加え、その実態をあきらかにする。ついで第2章では、ニルの鍵となる佐領について、根本史料である『ニル根源冊』などにもとづき、世襲の具体的なあり方や実施された多様な例を挙げて、その起源やニルの分類の現実を詳細に考察する。なお、そこで用いられている根源冊・執照そのものが、ほとんどはじめて紹介されるものばかりである。清朝歴代にわたるさまざまな実態検討のなかでも、とくに乾隆三十年のニル分類の基準とも言える『六条例』に関連して、多くの新発見の文書史料にもとづいて従来の先学たちの種々の誤りを根底から見直す部分は、本論文の白眉といえる。

さらに、第3章では、清朝八旗ニル社会研究の一環として、狩獵を本業とするブトハ「八圍」の中に含まれたオロンチョン・ニルをとりあげ、その編制の起源および八旗に編制された具体的な経緯を考察する。そのさい、とくに貢貂・アング関係などの側面についても注意をはらいつつ、旗人社会の構造とそれが直面していた問題を多角的に分析する。その結果、ブトハ「八圍」は、もともと理藩院に統轄されていたのであるが、康熙三十年以後、黒龍江將軍に移管されたことがあきらかとなった。また、「八圍」成立の背景として、元来は分散居住していた黒龍江沿岸の諸部族集団を、清朝が黒龍江辺境地帯の軍備および国境整備のねらいから、直接かつ集中的に統轄する目的でおこなわれたものであることなど、数々の新事実を確証する。

最後に第4章では、視点を変えて、旗人がみずからの生活を満洲語で記した日記『閑窓録夢』をもとに、作者の松筠の日常生活・年中行事・交友関係・身辺雑事などのもろもろを通じて、これまでほとんど検討されてこなかった当時の北京の旗人社会とその実像に迫る。なお、268頁にわたる龐大な史料篇は、研究篇と直接に関連がある161件の満洲語檔案をローマ字転写し、日本語の逐語訳と注釈をつけたもので、これまた学界を裨益すること多大のものがある。

以上のように、本論文の意義と価値はまことに突出しているが、漢文史料を中心に従来の日本・中国で蓄積されてきた研究成果についての把握が十分でない部分も否定できない。しかし、それは今後の論者の研鑽によって、おのずから解消されゆくであろう。論者の能力と可能性は、歴史学研究のみならず、言語・民俗・文学・フィールド調査など多面にわたり、こうした有為の研究者を本学より送り出せることを喜びとしたい。

以上、審査したところにより、本論文は博士（文学）の学位論文として価値あるものと認められる。なお、2004年4月23日、調査委員3名が論文内容とそれに関連した事柄について試問した結果、合格と認めた。